(下線部分は,改正部分)

改正案

(目的)

第1条 この条例は、市議会議員(以下「議員」という。)並びに市長、副市 長<u>教育長及び病院事業管理者(以下</u>「市長等」という。)が、市民全体の 奉仕者であって、その職務は市民から負託された公務であることにかんが み、その職務に係る倫理の確立と向上に資するため必要な事項を定め、職 務の執行の公正さに対する市民の疑惑や不信を招くような行為を防止し、 公務に対する市民の信頼を確保するとともに、併せて市政に対する市民の 正しい認識と自覚の向上により、民主的な市政の発展に寄与することを目 的とする。

(倫理規準の遵守)

- 第3条 議員及び市長等は、次の各号に掲げる倫理規準を遵守しなければならない。
 - (1) 市政への不信を招くことのないよう品位と名誉を損なう行為を慎み、その職務に関し不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。
 - (2) 常に市民全体の奉仕者として人格と倫理の向上に努め、その地位や権限を利用して不当に金品を収受し、又はその要求若しくは約束をしないこと。
 - (3) 市又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第221条第3項に規定 する市が出資している法人が行う許可,認可又は請負その他の契約に関 し特定の企業,団体等を推薦又は紹介する等その地位や権限を利用して

(目的)

第1条 この条例は、市議会議員(以下「議員」という。)並びに市長、副市長<u>及び教育長</u>(以下「市長等」という。)が、市民全体の奉仕者であって、その職務は市民から負託された公務であることにかんがみ、その職務に係る倫理の確立と向上に資するため必要な事項を定め、職務の執行の公正さに対する市民の疑惑や不信を招くような行為を防止し、公務に対する市民の信頼を確保するとともに、併せて市政に対する市民の正しい認識と自覚の向上により、民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

現

行

(倫理規準の遵守)

- 第3条 議員及び市長等は、次の各号に掲げる倫理規準を遵守しなければならない。
 - (1) 市政への不信を招くことのないよう品位と名誉を損なう行為を慎み、その職務に関し不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。
 - (2) 常に市民全体の奉仕者として人格と倫理の向上に努め、その地位や 権限を利用して不当に金品を収受し、又はその要求若しくは約束をしないこと。
 - (3) 市又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第221条第3項に規定する市が出資している法人が行う許可,認可又は請負その他の契約に関し特定の企業,団体等を推薦又は紹介する等その地位や権限を利用して

改正案

不正にその影響力を行使しないこと。

- (4) その地位や権限を利用して市職員の公正な職務執行を妨げ、不正な影響力を行使しないこと。
- (5) 市職員(臨時職員等を含む。)の採用に関し推薦又は紹介をしないこと。
- (6) 議員は、職員の昇格及び異動等人事に関し推薦又は紹介をしないこと。
- 2 病院事業管理者が医師その他特定の技術を要する業務に従事する者で規 則で定めるものを採用するときは、前項第5号の規定は適用しない。

(市民の調査請求権等)

第7条 地方自治法第18条に規定する選挙権を有する市民(以下「市民」という。)は、議員又は市長等が<u>第3条第1項</u>に規定する倫理規準に違反する疑いがあると認めるときは、その総数の50分の1以上の者の連署をもって、その代表者から、議員に係るものについては市議会議長(以下「議長」という。)に、市長等に係るものについては市長に対し、当該倫理規準に違反する疑いのあることを証する書面を添付した倫理規準違反調査請求書を提出して調査を請求することができる。

2 (省略)

(有罪判決宣告後における釈明)

第 13 条 議員又は市長は、刑事事犯により<u>禁錮</u>以上の有罪判決の宣告を受け、なおその職にとどまろうとするときは、議員にあっては議長に市民に対する説明会の開催を求め、市長にあっては市長が市民に対する説明会を開催し、当該議員又は市長は、説明会に出席し、釈明するものとする。

現 行

不正にその影響力を行使しないこと。

- (4) その地位や権限を利用して市職員の公正な職務執行を妨げ、不正な 影響力を行使しないこと。
- (5) 市職員(臨時職員等を含む。)の採用に関し推薦又は紹介をしないこと。
- (6) 議員は、職員の昇格及び異動等人事に関し推薦又は紹介をしないこと。

(市民の調査請求権等)

第7条 地方自治法第18条に規定する選挙権を有する市民(以下「市民」という。)は、議員又は市長等が<u>第3条</u>に規定する倫理規準に違反する疑いがあると認めるときは、その総数の50分の1以上の者の連署をもって、その代表者から、議員に係るものについては市議会議長(以下「議長」という。)に、市長等に係るものについては市長に対し、当該倫理規準に違反する疑いのあることを証する書面を添付した倫理規準違反調査請求書を提出して調査を請求することができる。

2 (省略)

(有罪判決宣告後における釈明)

第 13 条 議員又は市長は、刑事事犯により<u>禁錮</u>以上の有罪判決の宣告を受け、なおその職にとどまろうとするときは、議員にあっては議長に市民に対する説明会の開催を求め、市長にあっては市長が市民に対する説明会を開催し、当該議員又は市長は、説明会に出席し、釈明するものとする。

改正案							現 行					
(設置)							(設置)					
第2条 市に次のとおり附属機関を置く。							第2条 市に次のとおり附属機関を置く。					
附属	附属機関の	担任事務	委員定数	委員の構成	任期	附属	附属機関の	担任事務	委員定数	委員の構成	任期	
機関	名称					機関	名称					
の属						の属						
する						する						
執行						執行						
機関						機関						
市長	芦屋市長等	市長,副市長 <u>,</u>	8人	人格高潔で,市長等	2年	市長	芦屋市長等	市長,副市長 <u>及</u>	8人	人格高潔で,市長等	2年	
	倫理審査会	教育長及び病院		の職務に係る倫理の			倫理審査会	び教育長の倫理		の職務に係る倫理の		
		事業管理者の倫		保持に関し公正な判				に関する重要な		保持に関し公正な判		
		理に関する重要		断をすることができ				事項についての		断をすることができ		
		な事項について		る法律又は社会に関				調査審議		る法律又は社会に関		
		の調査審議		する学識経験者						する学識経験者		
(芦屋	是市総合計画	審議会から芦屋	市義務教育	諸学校教科用図書採技	尺協議	(芦)	量市総合計画	審議会から芦屋で	市義務教育	諸学校教科用図書採技	尺協議	
会までの項省略)							会までの項省略)					

芦屋市議会議員及び市長等の倫理に関する条例施行規則で定める内容

医師その他特定の技術を要する業務に従事する者で規則で定めるもの(条例第3条第2項の規則で定める者)は、次に掲げる職にある者とする。

- (1) 医師職
- (2) 医療技術職
- (3) 看護職